

社会福祉法人 一藤福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、役員および評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条

役員のうち法人業務を行う理事、監事および評議員に対して役員等報酬を支給する。

(支給額)

第3条

支給額は理事会、内部監査会および評議員会開催1回につき2,000円とする。

(支給日)

第4条

役員等報酬は、理事および監事は毎年3月の予算案理事会にて勤務日数に応じて、また評議員は開催毎に現金で払う。

(旅費)

第5条

役員および評議員がその職務を遂行するために旅行した時は、職員旅費規程に相当する額に準じて支給するものとする。

(改正)

第6条

この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は一部を改正し、平成29年4月1日から適用する。

最終改定 平成29年6月20日